

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

上記審査請求人から、令和2年10月28日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（令和2年9月10日付け。以下、「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）の裁決については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 本件は、法による保護を受けていた審査請求人が、令和2年3月29日から同年5月31日まで入院していた（以下「本件入院」という。）ところ、同年4月及び同年5月は入院患者日用品費が支給されるべきであったのに、一般生活費が支給されたことにより、その差額が過支給になったとして、処分庁が法第63条に基づく費用返還決定を行った（本件処分）ため、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

入院が長引くと保護費が減額されることは認識していたが、処分庁からは事前に何の連絡もなく、突然差額を返せという通知が送られてきた。
したがって、本件処分は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張

本件過支給の発生は、処分庁の事務処理の都合上やむを得ないものであったし、審査請求人も本件過支給が発生していることを認識していたから、本件処分には何ら違法・不当なところはない。

1 本件に係る関係法令等の定め

(1) 法の定め

ア 法第1条(目的)

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ 法第4条第1項(保護の補足性)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

ウ 法第8条第1項(保護の基準)

保護は、厚生労働大臣の定める基準(昭和38年厚生省告示第158号)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

エ 法第63条(費用返還義務)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 保護手帳の定め

生活保護行政、実務に従事する者等の利用を念頭において、関係法令、通達等を取りまとめた生活保護手帳(以下「保護手帳」という。)には、本件に関連する事項につき、以下の記載がある。

ア 入院患者日用品費(告別表第1第3章-1)

入院患者日用品費の月額、は、地区別冬季加算額を除き、2万3110円以内とされている。

入院患者日用品費は、病院又は診療所に1箇月以上入院する者について算定するとされている。

イ 入院患者の基準生活費の算定について(局第7-2-(3)-エ)

保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定するときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更は要しないものとする。

2 前提事実(証拠により容易に認定できる事実又は争いのない事実)

(1) 審査請求人について

審査請求人は、本件処分当時 40 歳の男性であり、平成26年3月から単身世帯として保護を受けるようになった。

審査請求人は、うつ病に罹患しており、入退院を繰り返していた。

(2) 本件過支給の発生

審査請求人は、令和2年3月29日から同年5月31日まで入院していた。上記保護手帳の定めによれば、同年4月及び同年5月は、入院患者日用品費が支給されることになるが、処分庁の事務処理の都合上、両月ともに、一般生活費が支給された。

その結果、支給された一般生活費と入院患者日用品費との差額9万8040円が過支給（以下「本件過支給」という。）となった。

(3) 本件処分

処分庁は、同年9月10日付けて、審査請求人に対し、本件過支給相当額の返還を通知した（本件処分）。

(4) 本件審査請求

審査請求人は、同年10月28日付けて、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

3 本件処分について

(1) 違法判断の枠組み

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額については、一律にその受けた保護金品に相当する全額とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定めるものとしており、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。

もっとも、被保護者の自立を助長するという法の目的（法第1条）に鑑みれば、保護の実施機関が法第63条に基づく返還決定における返還額について有する裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定にあたっては、被保護者の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、被保護者の家計の状況や返還決定が被保護者に与える影響等の具体的な事情に照らして、被保護者の自立を阻害しかねないような返還決定は、保護の実施機関の裁量権の逸脱又は濫用にあたり、違法となると解すべきである。

(2) 本件処分の検討

本件処分は、審査請求人が本件入院を終えてから3か月以上経過した後決定されている。

然るに、その間、処分庁が審査請求人に対し、家計の状況や自立更生費用の有無について、事情を聴いた形跡が見られない。

仮に、本件入院中、審査請求人の家計に多少の金銭的余裕が生じていたとしても、3か月以上も経過すると、それが生活費に費消されるであろうことは容易に推測できる。

そのような状況下で、審査請求人の一般生活費の額（約7万2000円）を超える本件過支給相当額の返還を求めるとすれば、審査請求人の家計を圧迫し、ひいては審査請求人の自立を阻害するおそれがあることは明らかである。

したがって、処分庁において裁量権の逸脱又は濫用があったというべきである。

(3) 以上から、本件処分は、違法である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月19日

審査庁 長崎県知事 大石 賢吾

(教示)

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[REDACTED]を被告として（訴訟において[REDACTED]を代表する者は[REDACTED]長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。